別表二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二　総務大臣	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中二十三の六の項を二十三の九の項とし、二十三の二の項から二十三の五の項までを三項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二　経済産業大臣	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）による甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三の三　都道府県知事	火薬類取締法による丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三の四　日本司法書士会連合会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）による司法書士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中二十五の三の項を二十五の四の項とし、二十五の二の項を二十五の三の項とし、二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二　日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）による土地家屋調査士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二　経済産業大臣又は都道府県知事	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中三十一の二の項を三十一の三の項とし、同項の次に次のように加える。

三十一の四　出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表三十一の項の次に次のように加える。

三十一の二　外務大臣	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による旅券又は渡航書の発給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二　国土交通大臣	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十二の三　都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十二の四　国土交通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定、運航管理者技能検定の実施又は無人航空機操縦者技能証明書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二　国税庁長官	酒税法（昭和二十八年法律第六号）による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二　経済産業大臣	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中三十九の三の項を三十九の五の項とし、三十九の二の項の次に次のように加える。

三十九の三　原子力規制委員会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十九の四　原子力規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による放射線取扱主任者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中五十三の二の項を五十三の四の項とし、五十三の項の次に次のように加える。

五十三の二　都道府県知事	電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）による電気工事士免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十三の三　経済産業大臣	電気工事士法による特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二　経済産業大臣	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表六十七の項の次に次のように加える。

六十七の二　経済産業大臣	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表七十五の項の次に次のように加える。

七十五の二　財務大臣	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）による確認（同法第三十一条第一項の確認をいう。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中七十六の二の項を七十六の三の項とし、七十六の項の次に次のように加える。

七十六の二　都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）による液化石油ガス設備士免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの